# 第3章 認定取得後の管理・運営について

# 1 認定NPO法人等の報告義務

## (1) 公開用書類の提出

認定NPO法人等は、認定を受けた後、遅滞なく、所轄庁の条例で定めるところにより、認定申請時に添付した書類を、公開用書類として、所轄庁に提出しなければなりません。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	公開用認定申請書添付書類提出書(県規則様式第23号)	1部	P112
2	特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に 適合する旨を説明する書類(同法第44条第2項第1号に規 定する寄附者名簿を除く。)	1部	P51~83
3	特定非営利活動促進法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類	1 部	P84~85
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した 書類	1 部	P86

# (2) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

認定NPO法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、下表①  $\sim$  ⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません(法54②二 $\sim$  四、55①、62、規則32)。

- (注1) すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります(法29)。
- (注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄 庁以外の関係知事にも提出しなければなりません(法55①、62)。

## 〇 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

	提出書類		提出部数	参照ページ
1)	役員報酬規程等提出書(県規則様式第20号)		1部	P 109
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		1部	
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			P111
4	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に 関する事項を記載した書類	前		
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	事業		
5	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれ について、取引金額の最も多いものから順次その順位 を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位	年		P112~ 113
	までの取引 ロ 役員等 (注1) との取引	度の		
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者 若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある	収	1部	
6	者 <sup>(注2)</sup> で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限りま	益の		P114
	す。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載 した書類	明		
7	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総 額に関する事項を記載した書類	細		P77、115
8	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	など		P116
9	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合における その金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			P117
10	第2章「4(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除ます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合しいる旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を記する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5第7表)、欠格事由チェック表	ンて 説明	1 部	P69~85

- (注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ~ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
  - イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
  - ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産 によって生計を維持している関係
  - ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ~ハに掲げる関係をいいます。

# 〇 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

	提出書類		提出部数	参照ページ
1	役員報酬規程等提出書(県規則様式第20号)		1部	P109
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	注1)	1 部	
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			P111
4	役員等 <sup>(注2)</sup> に対する報酬等の状況	前		P77、115
(5)	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	事業年度		P112~ 113
6	口 役員等 (注2) との取引 寄附者 (当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者 若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 (注3) で、前事業年度における当該認定NPO法人等に 対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	の収益の明	1 部	P 114
7	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総 額に関する事項を記載した書類	細		P77、115
8	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	など		P116
9	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合における その金額及び使途並びにその実施日を記載した書類			P117
10	第2章「4(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除ます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合しいる旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を認する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5第7表)、欠格事由チェック表	ンて 説明	1 部	P69~85

- (注1) 既に提出されているものから内容に変更がない場合には毎事業年度の提出は不要
- (注2) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ~ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
  - イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
  - ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産 によって生計を維持している関係
  - ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生 計を一にしている関係
- (注3) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ~ハに掲げる関係をいいます。

# (3) 助成金及び海外送金等の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し所轄庁に提出しなければなりません(法54③、55②、62)。

# ○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成(提出)書類
助成金の支給を行っ た場合	支給後遅滞なく	助成金支給実績記載書類提 出書(県規則様式第21号) (P110)

# (4) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
(1)	所轄庁から認定、特例	①直近の事業報告書等	所轄庁以外
	認定又は認定の有効期間	②役員名簿	の関係知事
	の更新の通知を受けた場	③定款等	*>
	合(法494)、法51(5)、法62)	④認定、特例認定又は認定の有効期間の	
	※二以上の都道府県に事	更新の申請書に添付した書類の写し	
	務所を設置する法人に限	⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の	
	る。	更新に関する書類の写し	
	30	⑥提出書(認定の通知を受けた場合は規	
		則様式第1号(P120~121)、特例認	
		定を受けた場合は規則様式第4号(P	
		126~127)、認定の有効期間の更新を	
		受けた場合は規則様式第2号(P122	
		~123))	
		※①~③は、認定の有効期間の更新の場	
		合は提出不要です (法51⑤)。	
2	役員の変更等をした場	①役員変更等届出書(県規則様式第3号	所轄庁(二以
	合(法52①、法62、法23)	(P100))	上の都道府
		②変更後の役員名簿	県に事務所
		③役員が新たに就任した場合は、	を設置する
		イ その役員が法第20条(役員の欠格	法人は所轄
		事由)に該当しないこと及び法第21	庁及び所轄
		条(役員の親族等の排除)に違反し	庁以外の関
		ないことを誓約し、就任を承諾する	係知事)
		書面の写し	
		ロ 住民票の写し原本(コピー不可。)	
3	定款を変更した場合	①定款変更届出書(県規則様式第5号	
	(所轄庁の認証が必要な	(P102))	
	場合を除きます。) (法52	②当該定款の変更を議決した社員総会	
	①、法62、法25⑥)	の議事録の謄本	
		③変更後の定款	
		④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係	
		知事の条例で定める事項	

4	定款の変更に係る登記	①定款の変更に係る登記完了提出書(県	
)	をした場合(法52①、法	規則様式第5号の2 (P103))	
	62、法25⑦)	②登記をしたことを証する登記事項証明書	
(5)	定款の変更の認証を受	①定款変更の認証に関する書類の提出	所轄庁以外
	けた場合(法52②、法62、	書(所轄庁以外の関係知事の様式)(静	の関係知事
	法25③④)	岡県:県規則様式第18号 (P105))	*>   121   171   171
	※二以上の都道府県に事	②当該定款の変更を議決した社員総会	
	務所を設置する法人に限	の議事録の謄本	
	る。	③変更後の定款	
	<b>3</b> 0	④その他所轄庁以外の関係知事の条例	
		で定める事項	
<u>(6)</u>	認定NPO法人等が所	①定款変更認証申請書(変更後の所轄庁	変更前の所
	轄庁の変更を伴う定款の	の様式) (静岡県:県規則様式第4号	轄庁を経由
	変更の認証を受けなけれ	(P101))	して変更後
	ばならない事項の申請を	②定款の変更を議決した社員総会の議	の所轄庁へ
	する場合(法52③、法62、	事録の謄本	提出
	規則30、規則34、法26①)	③変更後の定款	
	/yu/100( /yu/101(  ZII0 )	<ul><li>④定款の変更の日の属する事業年度及</li></ul>	
		び翌事業年度の事業計画書及び活動	
		予算書(法11①三又は十一に掲げる事	
		項に限ります。)	
		⑤役員名簿	
		⑥宗教活動等を主たる目的等とするも	
		のではないこと (法2②二) 及び暴力	
		団等に該当しないものであること(法	
		12①三)を確認したことを示す書面	
		⑦直近の事業報告書等	
		⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿	
		等全ての添付書類の写し	
		⑨認定等に関する書類の写し	
		⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規	
		程等(寄附者名簿を除く添付書類を含	
		みます。) の写し	
		⑩所轄庁に提出した直近の助成金の実	
		績を記載した書類	
7	認定NPO法人等の代表	代表者氏名変更届出書(県規則様式第19	所轄庁
	者の氏名に変更があった	号(P106))	
	場合 (法53①、法62)		
8	認定NPO 法人等がそ	①直近の事業報告書等	所轄庁以外
	の事務所が所在する都道	②役員名簿	の関係知事
	府県以外の都道府県の区	③定款等	
	域内に新たに事務所を設	④認定、特例認定又は認定の有効期間の	
	置した場合(法53④、法	更新の申請書に添付した書類の写し	
	62、規則31②、規則33②)	⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の	
		更新に関する書類の写し	
		⑥提出書(認定NPO法人は規則様式第	
		3号(P124~125)、特例認定NPO法	
		人は規則様式第5号(P128~129))	
		> -1-1/20/14 have 45/4 O .A (T TOO TOO))	

## 2 認定NPO法人等の情報公開

#### (1) 認定NPO法人等の情報公開(閲覧)

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(P93「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法52④、54④、法62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿

※社員やその他の利害関係者以外から閲覧の請求があった場合には「役員名簿」 「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除くことができる

- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格 事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

#### ≪参考≫

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法54①②、法62)。

書 類 名	備え	置き期間
音	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法54①)	認定の日から	特例認定の日から起算
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法54①)	起算して5年間	して3年間
前事業年度の寄附者名簿 (法54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (法54②二)		
前事業年度の収益の明細など (法54②三)		翌々事業年度の末日ま
第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法54②四、規則32②)	作成の日から起算し て5年が経過した日 を含む事業年度の末 日までの間	での間
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法54③)		作成の日から特例認定 の有効期間の満了の日 までの間

# (2) 所轄庁の情報公開 (閲覧・謄写)

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これ(「役員名簿」「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30、56、62)。

# 認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

## 法改正前

	書類名		P O 法人 等 閲覧)		轄庁 又は謄写)
事業	報告書等		年過作		受過去
	事業報告書		度し成		け 去 た 5
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)		のた日末日か		も 年
	財産目録		見をら		の 間
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び 住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)	0	でむ年が	0	に提出を
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		業 経		2
役員	名簿		()) - )		()) - )
定款	等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(注3)		(注3)
認定	等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及 格事由に該当しない旨を説明する書類	0	期間中	0	期間に
	等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容 載した書類	0	有強力	0	有強力
前事	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	0		0	
前	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を 記載した書類	0	作 成 日	0	
事	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	0	カュ	0	
業年度の	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する 事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけ るそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	0	ら5年が経過した日	0	過去5年間に提出
収益の明	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	0	した日を含む事業年度の末日ま	0	に提出を受けたもの
細	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	0	·度 の	0	の
ない	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	0	末日ま	0	
ど	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類(注4)	0	まで	0	

第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4) イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由 のいずれにも該当しない旨を説明する書類	0		0	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	0	の末日まで (社2) を含む事業年度 を含む事業年度		
寄附者名簿		×		×
認定(特例認定)申請書		×		×
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

- (注1) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注2) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで
- (注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注4) 平成28年改正法の施行の際現に旧法の認定又は仮認定を受けているNPO法人による施行日(平成29年4月1日)の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の認定NPO法人等及び所轄庁における書類の閲覧等は以下の通りです(平成28年改正法附則8)。

	書類名		20 法人等 閲覧)		轄庁 又は謄写)
収益の明細など前事業年度の	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が 200 万円以下の場合に限ります。)におけるその金額及び使途並びに その実施日を記載した書類	0	業年度の末日まで作成日から翌々事	0	過去3年間に提出を受けたもの
	トへの送金又は金銭の持出し(その金額が 200 万円以下のものを除 ト。)を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	0	業年度の末日まで 経過した日を含む事	0	出を受けたもの

## 法改正後

	書類名		認定NPO法人 等 (閲覧)		等		轄庁 又は謄写)
事業	報告書等		年過作		受 過		
	事業報告書		度し成		受 け た 5		
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)		の 末 目 か		も年		
	財産目録		日をら		の間		
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び 住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)	0	事が	0	に提出を		
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		業経				
役員	名簿		(注3)		(注3)		
定款	(等) (定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(任3)		(住3)		

部定等の申請書に添付した寄附金を売当する予定の具体的な事業の内容		等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及 格事由に該当しない旨を説明する書類	0	期認定の	0	期間中の
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			0	有効	0	有効
記載した書類	前事	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	$\circ$		$\circ$	
前 項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する 事項を記載した書類 イ 収益の生する取引及び費用の生する取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合における それぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 口 投貨等との取引 高附者 (当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3 親等以内の選族又は役員と特殊の倒係のある者で、前事業年度における過した当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3 親等以内の選族又は役員と特殊の倒係のある者で、前事業年度における対該認定NPO法人等に対する寄附金の額及び受 領年月日を記載した書類 役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の大況を記載した書類 で 後与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類			0		0	
業 事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引     一 役員等との取引     寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3 報送以内の規反以は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類     役員等に対する報酬又は給与の大説を記載した書類     イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る部分を除く。)     ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項     支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類     夜水への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類(注4) 第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4) イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類     「助成金の支給の実績」を記載した書類     「助成金の支給の実績」を記載した書類     「助成金の支給の実績」を記載した書類     「財政金の支給の実績」を記載した書類     「財政金の支給の実施」を対しませました書類     「財政金の支給の表針に関する場所を対しませました。まました。まました。まました。まました。まました。まました。ままし	前		0	作	_	
ける当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円 以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受額年月日を記載した書類   (投員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る部分を除る。)   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いまり	3.			日		
ける当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円 以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受額年月日を記載した書類   (投員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る部分を除る。)   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いまり	年	取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	0	から5年が	0	
ける当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円 以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受額年月日を記載した書類   (投員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る部分を除る。)   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いずれにも該当しない旨を説明する書類   (いまり)   (いまり		寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3		- 経過		语
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		ける当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円 以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受	0	した日を	0	去 5 年
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類		含むま		间 に 提
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類		く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関	0	争業年度	0	出を受け
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類 (注4)  第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4) イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由 のいずれにも該当しない旨を説明する書類  「助成金の支給の実績」を記載した書類  「助成金の支給の実績」を記載した書類  「財成金の支給の実績」を記載した書類  「財政金の支給の実績」を記載した書類  「財政金の支給の実績」を記述した書類  「財政金の支給の表述を表述した書類  「財政金の表述を表述した書類  「財政金の表述を表述したませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませた	ど	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載し	0	末日	0	
イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類       ○         「助成金の支給の実績」を記載した書類       ○         「財政金の支給の実績」を記載した書類       ○         「財政金の支援」を記載した書類       ○		海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額	0	ま	0	. "
「助成金の支給の実績」を記載した書類	イ及	びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由	0		0	
認定(特例認定)申請書 × ×	「助	成金の支給の実績」を記載した書類	0	日む経のま事品日	0	
	寄附	寄附者名簿 ×		×		×
	認定	定(特例認定)申請書 ×			×	
【祕足(特別祕足)甲胡青辺弥別青親辺りり上記に舌まれていないもの		<ul><li>(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの</li></ul>		×		×

- (注1) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注2) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで
- (注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注4) 平成28年改正法の施行の際現に旧法の認定又は仮認定を受けているNPO法人による施行日(平成29年4月1日)の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の認定NPO法人等及び所轄庁における書類の閲覧等は以下の通りです(平成28年改正法附則8)。
- (注5) 法改正適用後からは、所轄庁における閲覧又は謄写は行いません。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
収益の明細など前事業年度の	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が 200 万円以下の場合に限ります。)におけるその金額及び使途並びに その実施日を記載した書類	0	業年度の末日まで	0	過去3年間に担
「海外への送金又は金銭の持出し(その金額が 200 万円以下のものを除きます。)を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類		0	業年度の末日まで 経過した日を含む事	0	過去3年間に提出を受けたもの

## 3 認定NPO法人等に対する監督等

#### (1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定 款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当 該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることが できます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の 処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認 めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若し くは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の 区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務 若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます (法64②)。

- ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。
  - ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
  - ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又は口の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。

- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として 提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなっ た場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされ ています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検 査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを 提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではあ りません(法64⑦、41③~④)。

## (2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、(4)ロ①(①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。) からの③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又は口の規定による勧告を受けた認定 NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当 該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができ ます(法65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならない こととされています(法65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をした ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令を した旨を公示することとされています(法65③~⑥)。
- へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法65⑦)。
  - ① 欠格事由の概要 (P18、19参照) の(1) 4 及び(6) の事由 警視総監又は道府県警察本部長
  - ② 欠格事由の概要(<u>P18、19</u>参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府 県知事又は関係市町村長

#### (3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、65⑤~⑥)。

#### (4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定 (以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。
  - ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP33~34参照。)のいずれかに該当するとき
  - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
  - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
  - ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消す ことができます(法67②③)。
  - ① 第2章「4(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)( $\underline{P16\sim18}$ 参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定NPO法人等の情報公開」 (1)(P92参照)に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したと き
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
  - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
  - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
  - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。

- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。
  - a 欠格事由の概要 (<u>P18、19</u>参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府 県警察本部長
  - b 欠格事由の概要 (<u>P18、19</u>参照) の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都 道府県知事又は関係市町村長

## ≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(<u>P40</u>参照)。

#### (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NP O法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

ロ 50万円以下の罰金

次の①~④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、62、78二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認 されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法50②、62、78三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る 措置を採らなかった者(法65④、78六)
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、78七)

#### ハ 20万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は 清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80 三)
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定 (法54①②③) に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類 (第3章 3(1)「認定NPO法人等の情報公開 (閲覧) 《参考》 (P92)」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき (法80四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法52②)、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(法55①②)に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類(第3章1(2)「事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」(P88)を参照してください)及び(4)「その他の報告」(P90~91参照)①、④、⑤、⑧の書類の提出を念ったとき(法80五)
- ④ 上記(1)イ若しくは口による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80+)